

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 令和 2年 9月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 令和 2年 9月 7日
3. 開会の日 令和 2年 9月18日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 宮 本 政 文
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 7名 宮 本 政 文 委員・池 田 香代子 委員
野 田 勝 彦 委員・稲 田 直 樹 委員
谷 川 英 昭 委員・西 山 修 委員
石 川 浩 委員
8. 欠席委員数及び氏名 1名 大 坂 秀 美 委員
9. 通知した会議の目的たる事項

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 1件

申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
松 本 典 子 瀬戸大橋タワー(株)
(代)秋 山 憲 夫

議案第2号 その他

10. 開 会 午前 9時25分
11. 閉 会 午前10時 5分

午前9時25分 開会

○宮本会長 出席者は全員そろってますので、では令和2年9月農業委員会例会を始めさせていただきます。

本日は、議案が1件、そして第2号議案としてその他。その他の中で、前回申し上げましたように交付金の要綱についての見直しということを経済させていたいただきたいと思いません。

では、事務局、議案第1号をお願いします。

○事務局 議案第1号ですが、農地法第5条第1項の規定による許可申請であります。香川県知事許可となります。

議案第1号を説明する。

○宮本会長 では、地元の御意見どうぞ。

○谷川委員 これ、長縄手やけん、出てきとらんが。

○宮本会長 大坂さん、おらんけど。

○谷川委員 ほやけど、あれやろう。全部許可をもろうとるやろ。

○宮本会長 水利の許可、その他。

○谷川委員 水利の。

○事務局 はい、問題ないです。支障なしとなっております。

○谷川委員 もろうとるやろ。

○事務局 はい、もろうてます。

○谷川委員 ほいで、これと今の水路の横を何メートルというて農道の空ける分も、これ、全部行つとるか。

○事務局 農道ですか。水路とのそれは住宅とのあれですか。

○谷川委員 50センチか90センチの……。

○事務局 ああ、なるほど。水路の横の用地ということですかね。

○谷川委員 おお、用水の横。

○事務局 ああ、ああ、維持管理のためですね。

○谷川委員 西山さん、聞いとらんのか。

○西山委員 ええっとね。あれ、立会した折に……。

○事務局 あ、ありますね。寄附用地となっております。水路の横に寄附用地が。

○谷川委員 お、あるん。

○事務局 はい、取ってます。

○谷川委員 ああ、ほいたら結構です。

○西山委員 うちはずっとできてる感じがしとるんです。

○宮本会長 ちなみに、あれですか。ここの土地というのは大坂さんと西山さんの地区で、立会いもやられたわけですか。

○西山委員 もう立会して、それから申請が上がった格好になっておりますから。立会はいつやったんですか、大分なるんですが。

○宮本会長 ああ、いいです。委員が2人で行かれて立会したんですか。

○西山委員 ええ。私どもは、長縄手の水利は3人いつも立会には出るんです。その場でファミリーマートのこっち側のところの瀬戸大橋タワーというんで、立会は既にしております。

○宮本会長 ああ、分かりました。

本件について御意見、あとありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 異議なしでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 では、これで了承されたということで、次、議案第2号に移ります。

事務局のほうから何かありますか。

○事務局 すいません、遅うなりました。

○事務局 第1号議案は終わりましたので、今、その他に入ってます。

○宮本会長 事務局のほうからは以上でございます。

そしたら、宇多津町農業経営規模拡大促進事業補助金交付要綱と。これについて皆さんに見直しの議論をしていただきたいと思います。

経緯といたしまして、平成30年6月1日から制定されたんですが、いまだ一件もですかね。

○事務局 そうですね。それは去年かな、今年か。今年の4月1日か。

○宮本会長 ええ、令和2年4月1日。

○事務局 令和2年4月1日で一部皆様にも御報告しとるとおり、農地中間管理機構の関係の部分が一部、一行入っておりますので、改定をしておるとい状況でございます。

○宮本会長 今2年たちまして、今言われた改正がなされただけで、実際これを運用され

るような第3号議案が提出された記憶もありませんし、実施されておられません。

ちょうど2年間、これが制定されて時間はたってますけども、これを見直しし、そしてより使いやすい方向に向けたいと思いますので、皆様の協議をお願いします。

多分、私もいろいろな場所で、あれこれいろんな機会でも周知はしてきたつもり、PRはしてきたつもりなんですけど、知らない方も多々おられます。この要綱の趣旨は、まず期間を6年間、そして貸手、借手、一番最後のページにありますけど、交付金補助金としまして1反当たり2万円、これを両者のほうに補助すると。これが大きな内容です。

それで、今申し上げましたようにこれをよりよく、また1つはPRが多分不足し、もしくは知らない人がいないので周知するという方向と、もう一つはこの内容の修正について皆様に御議論いただきたいと思います。

意見のある方、挙手して、指名しますので、お願いします。

○事務局 事務局のほうから一言お話をさせていただきます。

基本的には農地の関係に関しては、今、皆様御承知のとおり南部地区に関して借りている人に関しても1年契約がほぼ、農協の部分の作業受託という形でしておるのが実情でございます。それにおいて、もうできんようになった、逆に言ったら病気になったり、借りとる人が病気になって返すわ言うたら売るといような状況で、単年度契約にしないと無理だといような情勢があるというのが事実、知っております。

ただし、町としてある程度農業をしてもらわないかんがための、当初はこの話に関しては10年という、借手、貸手の部分を10年ということでしたけども、一応農業委員会の中でいろいろ議論した中とその当時の農地中間管理機構の特別事情においてということで、担い手関係の年数が6年ということで6年に落ち着いとるといことが今の現状の部分でございます。

ほんで、うちのほうに来られる方に関しては、その都度お話ししておりますけども、やっぱりお話を聞くと契約にしても1年というのが実情であるのは今の状況でございます。

町としても、この6年という年数に関しては変えられないといのと、単価に関してはそのような状況でございます。それを踏まえた上で議論していただけたらよろしいかと思えます。

○宮本会長 はい、どうぞ、稲田さん。

○稲田委員 前回の委員会的时候に大坂委員さんから借りられるようなお話、ほな借りようかといようなお話を谷川委員さんとかおっしゃったような話で、次回来られたとき

にその話を聞くというような意見があったんですけれども、その辺のお話をちょっと聞かせてもらえたら。どういうところでなかなかそういう話が進んでいかないのかっていうようなところを。

○谷川委員 それはな、やっぱり年数ですわ、稲田さん。今うちも大方のよその人のを2町ぐらいはしてるでしょう。ほって、こういうような制度があるけん、貸手、借手で1町2万円の補償があるんじゃがどうしますか言うたら、地主さんのほうがもう6年というたら長いと思う。せめてやっぱり3年じゃ言う。ああ、ほうか言うて。ああ、ほうか言わなしょうがないけん。ほたら3年というけど、3年というたら中には3年でも長い言う人がおる。ほいだけん、うちは一年一年にしてくれと、こういうのが本音なんですわ。ほだから、うちは一つもこの申請も出せないでいる。ほんで、出せられへんわな。地主さんがもう1年にしてくれ言うのに、うちが3年か6年せんかいったって、それはもう他人さんの持ち物に勝手にできんけん、今もうそういう状況なんですわ。

ちょっと期限が長いんや。ほやけん、それが宇多津独自の、宇多津の農業というんで宇多津町が考えてくれるんやったら、私は県でなしに3年でもできんことないと思う。町の行政でやるんだったらね。そりゃ一年一年というたらいかんけど、その半分の3年を宇多津町独自で考えてくれるんだったら、私はできると思う。それを町が県と一緒にせないかん、よその町と、市と一緒にせないかんという行政のやり方やきにこれができんのやろう。

○事務局 言うてはあれですけど、ほかの市町に関しては、逆に言うたら農振の部分を出すから農振の部分のみ、それは農地中間管理機構の話でありますので、農振のないところははっきり言うて一円も出してないです、ほかの市町。

○谷川委員 ほたら、今言う行政のが今、石川先生言うとおりの農振に入っとらん言うやろ。

○事務局 それは、ほんでも……。

○谷川委員 な。ほたら、宇多津は入ってないけん、それはもう何ちゃできんのじゃが。

○事務局 それは昭和46年のときに農地を持たれとる皆さんの意見の下に農振地域を除外してくれと。ほな、何でも建てられるがという話ではあったけど、その前まではそれをかけない代わりに都市計画法の部分の用途地域ということで網がかかってたんで、家が建てられなかった。それが平成16年にその部分も取っ払われたがために、今南部に関してはあれだけのアパート、もしくは家、一軒家、分譲住宅関係が建ち出したというのが実情

です。前でしたら、何人かは御承知だと思いますけれども、農家用の分家住宅、農業用の倉庫しか建たなかったというんで、南部があれだけ農地が残ってきたという部分で来てたのが、16年以降これだけ建ったと、もう見てもらったら分かるように。そういう実情があると。

ただ、町としてもやっぱり農地は置きたいという部分がございますので、今、谷川さんが言われるように3年にしても、3年後に売っ払われると結局同じ。1年だろうと、ただ2年間延びただけの話なので、最低でも今、土地改良の事業をするのでも長縄手の部分に関しては県費補助をもらった分は最低で8年、水路を直す代わりに補助を出すでっていう部分があるんで、それで今、判をもらって長縄手水路の部分は直しているのが実情です。

ある程度縛りをかけないと農地を守れないという部分でいくと、私どもは今の6年という部分、本当は僕、当初10年、最低でも10年ぐらいはっていうお話ではあったけど、皆さんといろいろお話しする中で今6年と。初めは、私も知ってます、3年でどうやと。3年の基準的なものを考えたらということで6年に落ち着いてこの素案をつくったというのが実情でございます。

一応来る方、来る方に関しては話はしよんですけど、谷川さんが言われたように単年度契約でしたいというのが、持ち主さんももう次の子供にはさせとうないけん、もう売って金にしてっていう人もおられるので、そういう部分も多いのが本当の実情です。1年で谷川さん終わって、もう返してね、ほんなら自分はもうせんきに、売れやと。ほんな、お金になった。ほんな、それは子供に分けてやって、もう農地の管理もせんでええがっていうところ。特に宇多津町に関しては専業農家でなくて兼業農家が一番多うございますので、仕事に行くと。そこで仕事をしたら給料をもらえると。えらい目をして田んぼをしてもうけ、昔だったらよかったと思いますよ。1俵6万円とか7万円ぐらいしようたんやから。今は1俵、農協で買うても1万円そこそこでしか売れない。労賃も出んような状況ですから、そんなえらい目、子供にさせんでええがっていう部分が広がってるのが実情です。

私やって親がおらんだったらもう。親がおってくれたらあれやけど、おらんけん自分がせないかん。面積もうちはちょっと多いんで、してますけど。それで、何で2反、3反持つとったらもうとっとと農家をやめて、田んぼを売ってというほうが楽なのは楽なんですよ。

今、宇多津町で、町長がよう言われるのが大体1軒の農家が持たれとるのが二、三反が大体の農家がほぼ、6割、7割を占めているのが実情です。だから、離農もしやすいんで

すよね。これが5反、6反とか7反ぐらい持とつたら、離農しにくい。どうしても機械代や、あんなんを入れるから。えらいんですけど。

そういういろんな特殊な事情が入ってるのは、実際のところこの6年というのが今言われるように長いと言いつつも、私たち行政でおって農地を守らないかんというこの農業委員会の立場からいうと、6年でも本当は短いぐらいという認識でいかないと話ができなくなってしまうのかなと思います。

○谷川委員 今、事務局さんが言ように、なかなかちょっと今の若い人になったらもう田んぼをせんのかな。のう。だけん、今度もうじきあれが造成ができるわ。うちの今の国鉄から東側。東やけん、あれが今の33号線から南、今6軒が売ってしもうとるんや。ほいで、あれが6,000坪ぐらいかの。聖通寺横井も田んぼがなしになつてしもうた。ほたら、うちが今しようるとこの、もう名前は控えるけど、親が亡くなった。ほたら、はやもう田んぼを売ってしもうた。ほいで、もうはや造成ができた。7軒建つ。

○事務局 いや、21軒です。21軒。

○谷川委員 21軒かの。あそこは21軒や。その横が7軒や。ほんで、この秋、うちが刈取りが済んだら、またこれ2反、600坪が宅地になるんじや。

○事務局 実際の話をしますと、今、造成業者というか、不動産屋さん、宇多津が一番走りやすいんですよね。

○谷川委員 何でか知らん。宇多津ばかり来る。

○事務局 ほかのところは売りとうても農振がかんどうるんで、二重にせないかんのですよ、申請を。ほんで、農振がかんどうる場合、丸亀市だったら年4回しかしないんです、農振を解除してくれっていう。そこで審議して解除する、せんっていうようになって、解除されて初めてそこからまた新しく農地転用っていう部分なんで、期間がかかり過ぎるんですよ。

宇多津だったらもうすぐに、農振がないから農転だけぼんと出しゃあ、すつと通ると。なら、金を借りる期間も短くて、金もさつさと売ってしもうたら業者も早う返して利益が出る。でも、買うて4か月に1回、それからまた申請に2か月、3か月かかるというたら半年ぐらい抱えないかんのです、自分が。手付金ぐらいの分でしょうけど、それを実際買うたときに全額払わないかんとなって、それから売りに入るとなつたら大分期間がかかりますので、はっきり言うて宇多津は農振がないがために金になるのは早い。

各市町村が言う農振のところにも新規就農者とか、そういうのが入ってくるので、田んぼ

が維持されてる部分ではあるんです。ほんな、田んぼをしとるけえ、売りとうても売れな
いんですよね。ほんな、そこに新しいのをしたが、ほんな貸すが。さっきの話じゃないけ
ど、農地中間管理機構に貸手を探してくれやと。借手を探してくれというて預けたら、そ
こを農地中間管理機構が面倒を見ますので、借手が決まるまで。そういう実情がありま
す。ほんで、借手が出たら、そこに農地中間管理機構から貸して、ほんでしてもらおうとい
う部分で運営されておりますし、またもうその人が農地を買うてくれって言うたら、その
人なり農地中間管理機構が買うて、その人に売買するとか、そういう権利まで持ってます
ので、実際農地を農地のままで維持していけると。

それともう一つは、実際のところ農地で買おうとしても宅地並みの金で買わないか
んていうたら、買う人がいないっていうのもあるんです。農業はもうからんのに宅地並みの坪
3万円、4万円の金で田んぼを買うて、それで後それだけの利益を上げられるかという話
になったときに、よう手を出さない。田んぼを、さっきの話やけど、これみたいにできな
いという、いろんな要素が宇多津はかんできてますので、私たちもこれをつくるときには
皆さんと何遍もお話をさせていただいてきてるのが実情です。

○宮本会長 あとほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そしたら、西山さん、野田さんは新任なんで、いろいろと近所の方とか周り
の人からいろんな話を委員になる前にも聞かれてると思いますけども、今ちょっと事務局
のほうから実情を説明があって、感想でも結構です。いかがですかね。

西山さん、どうぞ。

○西山委員 補助要綱を見たときに、例えばこれは農振地域の関係のところにこういうのが
あるんですかね、大体が。

○事務局 農振地域は国が貸手に2万円。

○西山委員 国がそのまま交付するというような形になっとんですか。

○事務局 借手のほうが県が補助金をその上につけてるんで、2万円という形。別用途で
す。

○西山委員 そのシステムを、ほかの市と同じシステムをこの要綱で言ってきたと。

○事務局 はい、うちは基本的に金額の妥当性とか、そういう部分を考えたときに国より
ようけ出す根拠がないので、国と県に準じた金額。ただ年数だけは先ほど言うたように県
は10年なんです。けども、いろいろお話しした中で、農業委員会ともお話しして6年

ということで、要綱を読む限りでは担い手とか、そういうんだったら特殊事情でずっと農業をしてくれるがために6年でいいですよという要綱があったんで、たまたまその分を引用させていただいて6年という年数を入れておるのが実情です。

○西山委員 やっぱり僕が思うんやけど、農振地域の設定をするときにスタンスとしては町はもう農振地域の縛りはかからない範囲でやっていこうというような農民の意向があっああいうようになったんやと思うんですが、その辺の中で例えば先ほど谷川さんが言われたように6年やいうたら長い。地主さんはどないに考えとるかというたら、もうはっきり言うたらできれば宇多津は売却が今しやすい状況になってますから、売却して農業をやめていこうというスタンスのほうが強いん違うかと思えますね。

たしか長縄手でも毎年七、八反ぐらいはもう農地転用がかかっちゃうんです。七、八反、毎年です。ほやけん、何十ヘクもあるんですけども、私も水利組合でも関係するようになってから、こないようけあれかなというような感想は持ってますね。そういう状況があるから、なかなか適用自体も難しいという状況ではないかと思えます。

○宮本会長 野田さん、どうですか。

○野田委員 ありません。もっと勉強しときます。

○宮本会長 分かりました。結構です。

今ちょっと西山さんが言われた、ちょうど前々回ですかね、事務局のほうからこういう資料、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想っていう宇多津町が作っていただいたこの中に、今言われたように資産価値としての農地という傾向が宇多津は特に強いよという文面がありました。実情を今西山さんが言われましたけど、どんどん住宅地、宅地化されているよと。

その中で、これは実はこの要綱をつくるときに私、強く提案させていただいて、この会が始まる前に谷川委員のほうから雑談的にいろんな裏話を聞かせていただいたんですが、まずつくっていただこうと。この要綱をつくりましょうと。つくることによって何か変わることがあるか、あるいは見直しがかかることがあるかという意味で今事務局のほうと言われたように県のこととか、農振地域のこととかいろいろ勘案しながら熟慮してつくったのが現状です。

だから、前にも申し上げたようにPRが足りないというのもありますし、もういやいや、こちらの現状の宇多津地区の農地の実情か言われたものもあるし、このせめぎ合い、あるいはもう時代の趨勢がそういうふうになっているんだという宇多津地区独特の環境が

あるのかなと、こういう認識はしております。

この前の会長るとき、私はこの要綱のときに見直しをしてくださいと。それは廃止も含めて見直しをしませんかと提案させてもらったんですが、それは言葉としてはプラス・マイナスの両端を言うたんですけど、新しい委員も加わりましたので、皆さんの御意見で今言いました期間とか金額とか、できるだけ現状に適応してやっていきたいなということで皆さんに見直し協議をやっていたというので。

もう一つ、実は前回、大坂委員のほうから、谷川委員が前回欠席だったので、今回来ていただいて発言していただきたいということで、今、谷川委員から発言がありました。私としては大坂委員のほうからも発言いただきたいんですが、今日欠席ということなんで、また来月でも多分出席いただければこの要綱の見直しについては再度やっていきたい。

それとあと、要望事項の取りまとめ。これはちょっと谷川委員が前回欠席だったので、内容はこうずっと来て最後のところの項目なんですが、農業関連予算の拡充ということで、これは各委員のほうで項目とか、大体こういう項目の予算を増やしてほしいと。例えば定量的にこれは30万円だよ、あるいは20万円ぐらいかかるよというようなことも踏まえて提案いただければ、これでやっていきたいというのが前回の話でした。

これも含めまして、今日が9月なので、10月に再度両方の項目を皆さんがまた考慮いただきましてまとめていきたいということでやりたいと思います。

何かほかに意見があれば、進め方に関して。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そしたら、また来月の、ちょっと日にちは分かりませんが、10月の例会のときに議案がなくてもこの項目を協議したいと思いますので、よろしく御参加いただきたいと思います。

その他でほかにありましたら。

いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そしたら、閉会といたします。

どうも長々ありがとうございました。

午前10時05分 閉会